

障害者計画・障害福祉計画の素案概要について

日時：平成24年1月30日（月）

午後2時～

場所：内海庁舎 研修室

・計画策定にあたって勘案すべき事項

課題

地域で暮らす場が無い

- ・介護者の高齢化
- ・介助者の無い障害者の生活

就労先、働く場が無い

- ・福祉的就労の場の不足
- ・雇用先の不足

医療ケアの必要な 障害児の家庭支援

- ・専門機関が無い(難病など)
- ・通院時の身体的・経済的負担

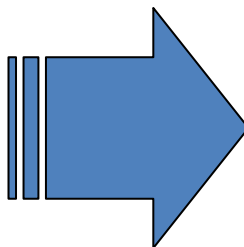
重度障害児の教育

- ・専門的な教育機関が無い
- ・島外への通学時の負担
- ・障害の早期発見、治療、訓練

サービス提供者の不足

- ・ヘルパーの不足
- ・必要な時に使えない

住み慣れた地域で
普通に生活するには



相談支援の充実

+

解決方法

・ケアホーム・グループホームなどの生活の場の確保

・通所施設の拡充、
・新たな雇用対策
・企業との連携

・地域医療の拡充
・通院・医療負担軽減策

・特別支援教育の充実
・児童デイサービスなどのサービスの拡充

・ホームヘルパーや介護職の確保対策
・ボランティア活動の活性化

重点事項

・ケアホーム・グループホームなどの生活の場の確保



・島内にケアホームを2箇所程度設置
(1施設の定員10名程度)

・通所施設の拡充、
・新たな雇用対策
・企業との連携



・新規事業所の誘致
・オリーブ産業を軸とした農業や産業との連携強化

・地域医療の拡充
・通院・医療負担軽減策



・重度障害児の車による島外通院に対する負担軽減
・新病院で医療の必要な障害者の受入れ
・病児・病後児保育の実施

・特別支援教育の充実
・児童デイサービスなどのサービスの拡充



・保育所での障害児の受入れ体制整備
・保育所等訪問支援の実施
・特別支援学校への通学に対する負担軽減

・ホームヘルパーや介護職の確保対策
・ボランティア活動の活性化



・保健医療福祉職修学資金の充実
・福祉のまちづくりの推進

本計画の位置付け

障害者計画

- ・障害者基本法に基づく計画
- ・障害者施策全般に関する総合的な計画
- ・計画期間(平成24年度～29年度)



障害福祉計画

- ・障害者自立支援法に基づく計画
- ・障害福祉サービスに関する計画
- ・計画期間(平成24年度～26年度)

定める内容、項目

総論、各論、重点施策

現状及び予測、数値目標、サービス内容
サービス見込み量確保への考え方

国の基本方針

(障害者基本法の改正)

平成23年8月5日に改正され、障害者の定義として発達障害が明記され、下記のような新しい項目が追加されています

基本的施策(抜粋)

- ・差別の禁止(4条)
- ・リハビリテーションの提供(14条)
- ・障害者の教育環境の整備(16条)
- ・療育への支援(17条)
- ・相談対応のための体制整備(23条)
- ・防災及び防犯(26条)
- ・消費者としての障害者の保護(27条)
- ・選挙等における配慮(28条)
- ・司法手続きにおける配慮(29条)
- ・国際協力(30条)

基本理念

1. 障害者等の自己決定と自己選択の尊重
2. 実施主体の市町村への統一と3障害に係る制度の一元化
3. 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

計画策定に対する視点

生活環境
の整備

福祉・保健・
医療の充実

理解と交流
の促進

障害のある人が住みなれた地域で
安心して自分らしく暮らせるまちづくり

能力を発揮で
きる機会
づくり

保育・教育
の充実



計画へ反映

計画期間中に実現を目指す事項

基本的な視点

1 理解と交流の促進

2 生活環境の整備

3 福祉・保健・医療の充実

4 保育・教育の充実

5 能力を発揮できる機会づくり



新規取組み

福祉のまちづくり事業の推進

福祉施設利用者の交流促進

福祉避難所などの防災対策への取組み

ケアホームグループホームなどの生活の場の確保

障害の早期発見・療育

重度障害児の島外通院に対する支援

特別支援学校利用者に対する支援

障害者虐待への対応強化

農業、地場産業への取組み

新規事業所の参入への支援

施策体系

【基本理念】障害のある人が安心して自分らしく暮らせるまちづくり

1 理解と交流の促進

重点施策

- (1)相互理解の促進 (2)情報提供の充実
- (3)コミュニケーション手段の充実 (4)各種団体との連携強化

施策の内容

福祉のまちづくり事業の推進
広報の工夫
当事者、団体の地域間交流

2 生活環境の整備

重点施策

- (1)移動手段の充実
- (2)ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備
- (3)防災対策の充実

移動支援事業
公共交通機関、事業者への啓発
福祉避難所の指定など防災対策

3 福祉・保健・医療の充実

重点施策

- (1)総合的な相談体制の充実 (2)生活支援対策の充実
- (3)保健サービスの充実 (4)医療サービスの充実
- (5)リハビリテーションの充実 (6)保護者への支援充実
- (7)生活安定のための支援の充実 (8)権利擁護の充実

相談支援の強化
グループホームケアホーム等の生活の場確保
医療型短期入所
病児・病後児保育
重度障害児島外通院費補助

4 保育・教育の充実

重点施策

- (1)早期発見・早期療育 (2)障害児保育の充実
- (3)特別支援教育の充実

「かけはし」利用の促進
虐待防止ネットワークへの参加
病児・病後児保育
特別支援教育児童生徒通学助成

5 能力を発揮できる機会づくり

重点施策

- (1)就労支援の充実
- (2)スポーツレクリエーション・文化活動の促進

新規事業所の誘致
農業への取り組み支援
障害者スポーツ大会の継続実施

数値目標の設定

目標年度

平成26年度

設定する項目

1. 施設入所者の地域生活への移行

(国の指針: 平成17年10月1日現在の入所者数の3割が地域生活へ移行することを目指す。)

2. 福祉施設から一般就労への移行

(国の指針: (国の指針 平成17年の一般就労への移行実績の4倍以上を目指す。)

3. 障害福祉サービス

(介護給付、訓練等給付などのサービスごとに推計)

4. 地域生活支援事業

(移動支援、日常生活用具の給付などのサービスごとに推計)

推計の方法

基本的には過去の実績から伸び率を算出し、26年度における見込み人数、時間を設定。ただし、養護学校の卒業などの要因がある場合はその見込みを勘案して推計。

推計値について

施設入所者の地域生活への移行

平成17年10月以降26年度までの累計人数 17人

福祉施設から一般就労への移行

平成26年度 単年度的人数 2人

サービス推計の例

(居宅介護サービスの場合)

サービス内容:居宅での入浴、排泄、食事等の介護を行うサービス

実績から伸び率を設定

伸び率 105%

×

22年度3月実績 297時間

23年度見込 312時間/月

24年度見込 328時間/月

25年度見込 345時間/月

=

23年度見込 312時間/月

=

24年度見込 328時間/月

=

25年度見込 345時間/月

=

26年度見込 363時間/月